

「年会費」に転嫁される「消費税率」について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 8%に引上げられることに伴う「年会費」に対する転嫁税率について、再度ご連絡申し上げます。

※「年会費」に対する消費税の適用税率（「国税庁」の見解文章）

年会費の中には、（入会金と同様に）ゴルフクラブの優先・割引利用といった役務の提供を受ける資格を維持することを目的として会員から収受するものがあります。

このような年会費については、会員の会則において、

- ①会員はその年の〇月〇日に在籍している場合に支払わなければならない
- ②受領した年会費を返還する義務を負わない
- ③会員が年会費の支払いを怠った場合や年会費の未払いの状態が一定期間続いた場合には、会員契約が終了する

とされるものがあります。

このような年会費は、会員が会員資格を維持するための条件の一つとして収受するものと認められ、月ごとに完了する役務の提供の対価として収受するものには該当しないと考えられます。

このような年会費の消費税の適用税率の判定に当たっては、会員から年会費の支払いを受けるべきことが確定した時を税率適用の時期とすることが相当と考えられます。

以上の回答がありました。適用税率の判定には①～③の条件が必要とされていますが、特に②の条件「受領した年会費を返還する義務を負わない」としていない場合は、期間経過に応じて役務を提供しているためのものと認定され、4月1日以降の期間については新税率（8%）が適用されますのでご注意ください。

尚、加盟各社における「年会費」に対する適用税率について疑問点等（年会費期間と企業の事業年度に相違がある場合等）がある場合は、本部事務局にお問合せいただけるようお願い申し上げます。

「消費税」は、「最終消費者が負担する税」ですので、消費者の納得を得られる適用をお願いするものであります。